

第55回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要  
役員の新任又は解任に関する事項

連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

第一カッター興業株式会社

法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株  
主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### 1 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役の職務執行の状況は、監査役監査規程に従い、監査役会による監査を受ける。
- ④ 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む。）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。  
取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等
- ② 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
  - ② 内部監査室は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役様に報告し、適切な措置をとる。
  - ③ 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役員を加えたミーティングを開催する。
  - ② 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を月1回開催する。
  - ③ 必要に応じて、組織規程及び業務分掌規程を見直し、各取締役における職務執行の効率化を図る。
  - ④ 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令及び社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
  - ② 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動状況を報告する。
  - ③ 内部監査室及び法務部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。

- ② 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。
  - ③ 当社の役員又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
  - ④ 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
  - ⑤ 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報を受け付ける制度を運用する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
  - ② 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
  - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
  - ③ 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底する。
  - ② 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ② 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
  - ③ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。
- (11) 財務報告に係る信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
  - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置を取り、経営の公正性・透明性の確保に努める。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
  - ② 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
  - ③ 社外監査役として、企業経営・CSR（企業の社会的責任）に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況
- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
  - ② 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修を通じて、役員及び使用人にこれを周知徹底する。

- ③ 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備する。
- ④ 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

## **2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当期において、当社及び当社子会社の社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループが実施いたしました業務の適正を確保するための体制の運用状況については、主として以下のとおりであります。

### **(1) 重要な会議の開催状況**

当期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は32回開催され、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実に努めました。また、監査役会は14回開催され、社外監査役も常時出席しました。その他、グループ会社会議や営業会議等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための情報交換等を行いました。

### **(2) 当社及び当社子会社におけるリスクマネジメント**

従来より、当社グループでは、それぞれ災害時緊急連絡網や安否確認システム等を活用しており、緊急時に情報を共有できる体制を構築しております。

また、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を1回開催し、識別したリスクに対して評価及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めました。

加えて、外部コンサルタント起用による内部監査規程・要綱の見直し、子会社の業務フロー評価・管理規程の見直し、並びに親会社からの派遣役員による子会社に対する適法性・妥当性の監督の充実に努めました。

内部通報制度につきましても、通報窓口を社内・社外の2系統とし、制度の周知徹底も行いました。

### **(3) コンプライアンスに関する取組み**

「コンプライアンスを真ん中に置く企業文化を創る」ため、コンプライアンス基本理念及び行動指針の策定に取組むとともに、企業風土を改善し、グループ全

体で心理的安全性を高めるため、ストレスチェックアンケートやハラスメントアンケート等を実施しております。

また、当社グループの役員及び従業員に対して、外部講師による役職別研修や階層別の研修を実施することで、グループ全体としてのガバナンス・コンプライアンスに対する意識向上に努めてまいりました。

(4) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社グループの重要な事業拠点及び重要な業務プロセス等に対して、内部統制評価を実施し、内部統制の目的の1つである「財務報告の信頼性」の確保に努めました。

(5) 内部監査の実施

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及び当社子会社の重要な拠点について、内部監査を実施いたしました。

(6) 反社会的勢力排除に関する取組み

当期において、「反社会的勢力排除規程」における基本的な考え方を再確認し、当社グループが事業を継続するうえで、当社グループ内の役員及び従業員に周知徹底するのみならず、お取引先様等当社グループの外部者に対しても、反社会的勢力との関係断絶を明記するなどの取組みを行いました。

## 役員の辞任又は解任に関する事項

社外監査役泉貴嗣氏は、2022年3月31日辞任いたしました。当該辞任に関し、泉貴嗣氏より、次のとおり辞任の理由が述べられています。なお、辞任の理由については、泉貴嗣氏より提出された内容を原文のまま記載しております。

### 1 辞任の理由

#### ① 辞任の理由とその経緯について

私が第一カッター興業株式会社の常勤監査役を辞任した理由は、現在の代表取締役社長である高橋正光氏による、監査役会の協議を経て決定した私の監査役報酬に対する、会社法の趣旨に合致しない減額要請・介入が主な原因です。その内容・経過について、下記申し添えます。

#### **【任意の機関である指名・報酬委員会において法定の機関である監査役の選任、報酬を審議事項とする】**

1. 2021年4月14日の取締役会において、東京証券取引所プライム市場への移行を念頭に置いた任意の指名・報酬委員会の設置が議題となりました。当時非常勤社外監査役であった私は、同委員会の委員に監査役が含まれておらず、その上で任意の機関が法定の機関である監査役の選任、報酬等を審議事項とすることについて、「監査される側が監査する側の進退を審議する」ことはガバナンス上問題があるとして、懸念を表明しました。その際、取締役会事務局から、監査役会は同委員会の決定を退けることができる旨、回答がありました。ただし、私はその回答に対して、監査役会が退けることができる指名・報酬委員会の運用は問題がある旨を指摘しました。
2. 上記の指摘を受けてもなお、会社は2021年5月21日の取締役会において、監査役の選任、報酬等を審議事項とする任意の指名・報酬委員会の設置を決定しました。



### 【常勤監査役への就任】

3. 子会社である光明工事株式会社の不正会計に関与していた、当時の第一カッター興業株式会社常勤監査役、渡辺清二氏の辞任後の後任に関し、2021年11月初旬に後任人事に関する事務局から就任の打診がありました。私は上記不正の調査を行った行きがかり上、やむを得ず受諾し、2021年12月16日の臨時株主総会後の監査役会において第一カッター興業株式会社の常勤監査役に就任しました。

なお、事務局から就任の打診に当たって、待遇についての説明はありませんでした。また、事務局の打診を受諾し、常勤監査役に内定した時点で、社会通念上は代表取締役である高橋正光氏が改めて就任の要請を行ってしかるべきですが、高橋正光氏は臨時株主総会の僅か2日前の12月14日に電話で就任要請を行うのみでした。この電話は臨時株主総会の3日前の12月13日に私が第一カッター興業株式会社管理本部長、安達昌史氏に対し、高橋正光氏からの就任要請がないことに関する懸念を表明したために行われたものと考えられます。

### 【監査役報酬の決定及び決定に対する介入】

4. 2021年12月16日の臨時株主総会后、同日の最初の監査役会で法令に定める通り、監査役会協議を経て私の監査役報酬を決定しました。

5. 上記監査役会の直後に開催された取締役会において、私は監査役会の協議を経て決定した自らの監査役報酬を通知しました。その通知内容について、ある取締役から「監査役がどこで何をしているか、職務が報酬額に見合っているか、取締役会として把握する必要がある」旨の発言があり、私はこれを取締役による、監査役への掣肘と認識しました。

6. 2021年12月20日に高橋正光氏からオンライン会議において、私の監査役報酬について、既に決定済みにも関わらず、報酬額を任意の機関である指名・報酬委員会が過去に決定した金額に減額して欲しいと要請がありました。

7. 上記の会社法の趣旨に合致しない減額要請に対して、自らが常勤監査役に就任し、新たな監査体制を発足することでガバナンス上適切な監査環境を構築することを優先し、不要な混乱を退けるため、内心は強烈な不満を覚えたものの、やむを得ず応じました。

上記要請の受諾は上述の通り、不要な混乱の回避が目的でしたが、結果的に法定の機関である監査役の意思決定が、代表取締役の介入によって歪められ、その介入はガバナンス上不適切だったものと認識しています。

なお、その減額要請の受諾について、2022年1月21日の取締役会において高橋正光氏から報告がなされました。

#### 【辞任について】

8. 上記の経緯と、私が1月中旬に大学教員の公募に内定したことを衡量し、高橋正光氏の監査役報酬の決定に対する介入を遺憾に思った結果、監査役に留まるか大学教員になるかの選択肢で後者を選び、第一カッター興業株式会社の常勤監査役を2022年3月31日で辞任しました。

## ② 辞意を固めるに際して影響を与えた他の事象

上記光明工事株式会社の不正会計に関する調査期間中、高橋正光氏が監査役会設置会社を廃止し、監査等委員会設置会社への機関設計の変更を企図していたことが判明しました。監査役会設置会社における監査役は、監査等委員である取締役と異なり、独任制であり、取締役及び他の監査役から独立して調査を行うことが可能です。本来厳しく自社グループの不正に当たらねばならない中で、高橋正光氏は監査役の独立性を損なう機関設計の変更を「ガバナンスを強化する」ものとして認識し、企図していました。なお、このような高橋正光氏の認識は、2021年10月11日付の私に宛てた電子メールで表明されたものです。

監査で入手した資料から、高橋正光氏は上記機関設計の変更後、私を監査等委員に選任しないことを企図していたことも判明しました。これらのことから、上記不正会計に関与した高橋正光氏がガバナンスの強化に資すると称して、却ってガバナンスを弱体化させ、不正を調査していた監査役を排除しようと考えていたことが窺われます。このことは、たとえ私が常勤監査役となった場合でも、高橋正光氏が私の排除を企図することを止めないものと考えられ、これまでの他の事情と共に私が常勤監査役に留まるか、大学教員になるかの意思決定において、大きく影響しております。

## 2 上記1に対する当社の見解

当社といたしましては、今回の泉貴嗣氏に関する監査役報酬の決定プロセスに手続き上の瑕疵は無かったものと認識しております。

また、監査等委員会設置会社への移行につきましては、昨年発覚した子会社の不祥事を受けたうえで、ガバナンスの向上を目的として検討したものであります。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の数及び名称

イ. 連結子会社の数 6社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社ウォールカッティング工業

株式会社光明工事

株式会社新伸興業

株式会社ムーバブルトレードネットワークス

株式会社アシレ

株式会社ユニペック

非連結子会社であった株式会社ユニペックは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### ②非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社バランスコントロールは、当連結会計年度において連結子会社役員の退任等により支配を喪失したため、非連結子会社から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び名称

イ. 持分法を適用した関連会社の数 2社

ロ. 持分法を適用した関連会社の名称

ダイヤモンド機工株式会社

株式会社TRY

②持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

イ. 会社等の名称

関連会社

NTTファイナンス・アセットサービス株式会社

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ムーバブルトレードネットワークスの決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

(a) 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(b) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(c) 商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

### ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## ③重要な引当金の計上基準

### イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

##### ハ. 未認識数理計算上の差異の表示方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

##### ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。



#### イ．工事事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

#### ロ．商品等の販売に係る収益

商品等の販売では、主にリユース・リサイクル事業として、法人等に対するOA機器等の販売が履行義務となります。

商品等の販売に係る履行義務は、一時点に充足されるものであり、商品等を出荷した時から、商品等に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、商品等を出荷した時点で収益を認識することとしております。

#### (5) のれんの償却に関する事項

のれんは、7年間で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度の期首より、一定の期間にわたり充足する履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、重要性に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充実した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度末において当該変更による損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基

準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「匿名組合投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「匿名組合投資利益」は15,988千円であります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

### 5. 追加情報

#### 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っていますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	156,870千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,407,513千円
(3) 受取手形・完成工事未収入金及び 売掛金のうち、顧客との契約から 生じた債権の金額	3,283,524千円
(4) 受取手形・完成工事未収入金及び 売掛金のうち、契約資産の金額	794,387千円
(5) 流動負債「その他」のうち、 契約負債の金額	27,062千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,000,000		—		—	12,000,000

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	616,895		26,161		—	643,056

#### (変動事由の概要)

株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 41株

持分法適用会社の保有する親会社株式の変動による増加 26,120株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	206,623千円	18円	2021年6月30日	2021年9月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年9月28日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	321,413千円	28円	2022年6月30日	2022年9月29日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営活動に必要な資金を概ね自己資金により賄っております。

金融商品に関しましては、本業への経営資源の集中投下の観点から、純投資目的の金融商品は原則として保有しないこととしております。

なお、例外として純投資目的の金融商品を保有する場合には、全て経営上その必要性及び合理性等を取締役に諮り、取締役会にて決定するものとしております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、各事業所の管理部門において、売掛債権の年齢調査を行い、債権の回収状況を定期的に本社の管理部門に報告しております。

また、新規取引の開始に当たっては、請負工事代金が一定額を超える場合等は、与信調査を行い、一定期間取引の途絶した取引先についても、取引の再開に際しては与信調査を行うものとしております。

さらに、上記の定めによらず、信用悪化の情報を入手した場合には、適宜与信調査を行うものとしております。

#### ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月に2回、各事業所からの報告に基づく資金残高表を作成し、過年度比較等による適正資金残高の把握を行い、手許流動性の確保、維持に努め、流動性リスクの管理をしております。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### ⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び完成工事未収入金」、「売掛金」、「工事未払金」、「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、「長期未収入金」については回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	162,051	162,051	—
② 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(188,225)	(186,959)	△1,265
③ リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)(※)	(13,770)	(12,266)	△1,503

(※) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務83,432千円は含めておりません。

(注1) 市場価格のない株式等

関連会社株式 460,218 千円

これらについては、上記の「投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	10,620	46,826	65,976	36,799	15,772	12,232
リース債務	31,846	25,277	19,383	14,655	6,039	—
合計	42,466	72,103	85,359	51,454	21,811	12,232



(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	162,051	—	—	162,051

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	186,959	—	186,959
リース債務	—	12,266	—	12,266
負債計	—	199,226	—	199,226

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	切断・穿孔 工事業	ビルメンテ ナンス事業	リユース・ リサイクル 事業	計	
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	15,132	—	2,132,795	2,147,928	2,147,928
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	18,280,167	469,920	51,127	18,801,216	18,801,216
顧客との契約から生じる収益	18,295,300	469,920	2,183,923	20,949,144	20,949,144
その他収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	18,295,300	469,920	2,183,923	20,949,144	20,949,144

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は下記のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,012,992
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,283,524
契約資産（期首残高）	632,921
契約資産（期末残高）	794,387
契約負債（期首残高）	55,404
契約負債（期末残高）	27,062

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は55,404千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,322円79銭
1株当たり当期純利益	138円83銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2年～50年
機械及び装置、車両運搬具	5年～17年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### ④役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の

時点)は以下のとおりです。

#### 工事事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足する履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、重要性に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充実した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度末において当該変更による損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等

が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

### 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症について

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っていますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	145,974千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,471,344千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	12,745千円
短期金銭債務	45,594千円

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	226,674千円
仕入高	384,142千円
営業取引以外の取引による取引高	12,331千円



## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	520,895		41		—	520,936

(変動事由の概要)

株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 41株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	10,703千円
未払事業税	12,310千円
退職給付引当金	93,168千円
賞与引当金	17,837千円
貸倒引当金	342千円
減損損失	25千円
投資有価証券評価損	30,580千円
その他	16,982千円
繰延税金資産合計	181,950千円

繰延税金負債

その他	—千円
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産の純額	181,950千円

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,092円90銭
1株当たり当期純利益	99円49銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。